

年金記録問題検証委員会 運営方針

平成19年6月14日

年金記録問題検証委員会決定

1 年金記録問題検証委員会の運営

年金記録問題検証委員会（以下「委員会」という。）の議事手続その他、委員会の運営については、この方針の定めるところによる。

2 議事

松尾委員が、座長として、委員会の進行を務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

3 委員会の公開

(1) 委員会は、非公開とする。

(2) 委員会開催後、原則、座長が記者に対してブリーフィングを行う。

(3) 委員会での配布資料は、原則非公表とし、公表する場合には、座長の判断による。

(4) 議事要旨を公表する。議事録は公表しない。

4 その他

この方針に定めるもののほか、委員会に関し必要な運営方針に係る事項は、座長が委員会に諮り、定める。